

第3回座間味村議会臨時会

第1日目

6月21日

平成28年第3回座間味村議会臨時会会議録

| | | | | |
|--|-----------------|-------------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成28年6月21日 | | | |
| 招 集 場 所 | 座 間 味 村 議 会 議 場 | | | |
| 開 閉 会 等 日 時 宣 告 | 開 会 | 平成28年6月21日 午後1時00分 議長宣言 | | |
| | 閉 会 | 平成28年6月21日 午後1時17分 議長宣言 | | |
| 出 席 議 員 (応 招) | 議 席 号 | 氏 名 | 議 席 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 宮 平 清 志 | 6 番 | 中 村 秀 克 |
| | 2 番 | 宮 平 讓 治 | 7 番 | 中 村 勇 |
| | 3 番 | 宮 平 喜 文 | 8 番 | 宮 里 祐 司 |
| | 5 番 | 垣 花 太 郎 | | |
| 欠 席 議 員 (不 応 招) | 議 席 号 | 氏 名 | 議 席 号 | 氏 名 |
| | | | | |
| | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 1 番 | 宮 平 清 志 | 2 番 | 宮 平 讓 治 |
| 職務のため議場に出 席した者 | 事 務 局 長 | 中 村 茂 | 臨 時 書 記 | |
| | 村 長 | 宮 里 哲 | | |
| 地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名 | 副 村 長 | 宮 平 真由美 | | |
| | 総務・福祉課長 | 垣 花 健 | | |
| | 産業振興課長 | 中 村 悟 | | |
| | 会 計 課 長 | 宮 平 壮一郎 | | |
| | | | | |

平成28年第3回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成28年6月21日午後1時00分開会）

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-----|--------|--------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 提出議案の説明（議案第31号～議案第32号まで） |
| 4 | 議案第31号 | 財産処分について |
| 5 | 議案第32号 | 財産の取得について |

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成28年第3回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後1時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平清志議員及び2番 宮平讓治議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．議案第31号 財産処分についてから議案第32号 財産の取得についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

きょうは一日よろしく願いいたします。本日は、財産の取得と処分についてということで2件ございますので、よろしく願いいたします。

議案第31号

財産処分について

次の通り財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び座間味村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

- 1 処分する財産 旅客船兼自動車渡船「フェリーざまみ」
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約金額 270,018,198円
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市中区海岸通1-1 海洋会館ビル
協栄マリン株式会社
代表取締役 渡部 亨

平成28年6月21日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

新造船の建造に伴い、村有船「フェリーざまみ」を売却処分しようとするもので、地方自治法第96条第1項第8号及び座間味村議会の議決に付すべき契約財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

議案第32号

財産の取得について

次の通り財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び座間味村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

- 1 取得する財産
 - (1) 所在地 別紙のとおり
 - (2) 種別 土地
 - (3) 細目及び数量 原野外 1, 100平方メートル
 - (4) 取得予定価格 13, 200, 000円
 - (5) 取得の相手方 座間味村字阿嘉105番地
金城 英幸
- 2 取得の方法 買入れ

平成28年6月21日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

公共施設建設候補地として土地を買入れしようとするものである。これが、本議案を提出する理由である。

なお、この議案第32号につきましては、去る6月定例会で予算を承認していただきました。その際に、私どもが土地に関する内容について、間違った部分を説明してしまっておりますので、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。土地の内容についての質疑の中で、面積と筆数の話がございましたが、私たちは面積については「1, 009平米」という説明をさせていただきましたが、詳細を確認したところ「1, 100平米」ということで、1平米の誤りがございました。それと土地の所有は当初2筆ということで話をさせていただいておりましたが、土地の形状は変わりませんが、その直前に分筆がされているということが発覚いたしまして、1平米プラスになったのが1つと、それと2筆というところが実は同じ大きさで、図面上同じ場所なんですけど、5筆にまたがるということになっております。この2点に関しましては、訂正をしておきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第31号 財産処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

せんだって定例議会で、たしか補正で1億3, 000万円というのが上がっていたんですけども、今回これに対する補正はする必要はないんですか、よくわからないのでその辺教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

直近の議会で対応させていただきたいと思っております。補正予算をしょっちゅう出すのもなんですので、一般論でいいますと、9月の補正で歳入の増とあわせて歳出の増というところで調整をさせていただくことになるかと思いますが、歳入に関しましては予算以上の額が入っても特に問題はございませんので、とりあえずこの契約の中でしっかりと入金をさせていただき、次の補正予算の中でしっかりと対応させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これで別に問題はないということですね。わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

議案第32号の財産取得についてですが、この原野…。

○ 議長（宮里祐司）

讓治議員、済みません、今31号ですね。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 財産処分についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 財産処分については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第32号 財産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

この土地の、村が土地を購入する際に、基本的に単価が決まっているのかどうか、それとも毎回金額が変わってきているのかどうかの質疑ですが、あと今回の件の平米当たりの単価は幾らになっているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、土地の財産を購入するときは、不動産鑑定士のほうに鑑定をかけております。今回の単価は1万2,000円ということになっております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今回の件は、畑と原野という地目なんですけど、この1万2,000円という単価は非常に高いような気がするんですけど、ほかと比べてもこれが妥当な金額なんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

これは平成26年に不動産鑑定をしたものなんですけれども、実際はもう少し上がっているかと思います。

○ 議長（宮里祐司）

よろしいですか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私は質疑じゃないんですけれども、昨今、本村の土地を買いあさる業者がたくさんいます。そういう面では村で買い取るということは私は非常にいいことだと思いますので、その件に関してはもっとですね、これだけじゃなく、もっとほかのものも積極的に取り組んでほしいなということを思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

取得の相手方は、この前の議会のときには金城ヒデタカという名義だったんですけれども、これは英幸さんになっていきますよね、間違いではないでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

前は、ヒデタカ氏のお名前は出していないと思います。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。勘違いしていました。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

公共施設とはわかるんですけれども、もうちょっと詳しく中身はわかりませんか。建てる…、例えば団地なのか、どういう予定での、そういう細かいものはわかりませんか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まだこれをつくるとは確定はしていませんが、6月定例議会でも副村長のほうからも説明がございました。例えば福祉施設であるとか、公営住宅であるとかという話があったと思います。昨今の、例えば公営住宅でいいますと、ほとんど村有地で建てられる場所がないものですから、借地として土地を借りてその上に建てているという状況がございまして、その借りる土地もなかなか探せないのが現状としてございます。あと、学校の教員住宅に関しましても、これは阿嘉島だけではないんですけども、ほとんどの教員宿舎が非常に古くなっておりまして、その建てかえもそろそろやらなければいけないんじゃないかと考えているところでございます。建てかえに関しては、今までのやり方でやりますと、一旦仮設に仮住まいをしていたら、よくほかの自治体でもありますけれども、壊してつくった後にまた入っていただくというのが教員住宅の場合は普通に多いんですね。それよりは経費を考えますと、新しい場所に新しいものをつくって、移動してもらってそこを壊すというほうが経費的にも安くつきますし、その後の借地料も発生しないということでございますので、例えば教員宿舎、あるいは公営住宅、さらには福祉施設等の公共施設をつくれる場所になっていくのではないかと考えておりますので、そういうところで利活用させていただきたいと思っております。また、先ほど宮平善文議員からも提言がございましたように、観光地、座間味村は国立公園になりまして、非常に多くの方々に来ていただいておりますが、あわせて先ほどのいろいろな方から、外資の方が土地を探しているといううわさがあるというお話も聞いております。そういうところでの乱開発を防ぐということももしかしたら行政の役目かと思っておりますので、その提言も踏まえつつ有効活用できるような環境をつくっていくということでございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

公営住宅で私のあれなんですけれども、今団地のほうでかなり見直ししていく必要があるんじゃないのかなというのが、ちょっと何と申しますか、ひとり住まいの人が多くとか、そういうような調査もしていく必要があるんじゃないかなと。ひとり住まいの場合はどうしても、やっぱり公営住宅をつくるのであれば、ワンルームをつくってそういう方をワンルームに移動させるとか、そういうような形でも、3LDKとか、そういうものを家族も待っていますので、次から次に。そういう形で広いところに1人というのは見直す必要があるんじゃないのかなと思って、そういう形でちょっと聞いたので、ひとつよろしく願います。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行しますが、よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもちまして平成28年第3回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後1時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治